

第 2 章

地下水質測定結果

第2章 地下水質測定結果

本章は、水質汚濁防止法第16条により神奈川県知事が作成した「平成23年度地下水質測定計画」に基づき、神奈川県と水質汚濁防止法政令市である10市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市）がそれぞれ実施した地下水の水質測定結果を取りまとめたものである。

1 測定の概要

(1) 実施期間及び測定頻度

概況調査及び継続監視調査については、年1回、平成23年10月から平成24年3月にかけて実施した。

汚染井戸周辺地区調査については、年1回実施した。

(2) 調査の種類及び測定地点数

ア 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、「メッシュ調査」と「定点調査」を実施した。

○ メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を1つ選定し、その井戸の水質について調査した。

4年間で一巡するよう、年次計画を策定し実施している。

メッシュ調査は、10年度から開始し、13年度までの4年間で県内37市町村の1,138メッシュを調査した。また、14年度から17年度までの4年間で県内37市町村の1,267メッシュ、18年度から21年度までの4年間で県内37市町村の1,287メッシュを調査した。

23年度は、14市1村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、鎌倉市、逗子市、座間市、綾瀬市及び清川村）のメッシュ内に存在する309地点で水質の測定を行った。

○ 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するため調査した。

23年度は、全市町村の105地点で水質の測定を行った。

イ 継続監視調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視のため調査した。

23年度は、17市4町の142地点で水質の測定を行った。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で環境基準値を超過した20地点のうち13地点について、汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施し、9市の71地点について調査した。

上記について表にまとめると次のとおりである。

調査の種類		測定市町村	測定地点数	実施期間、測定頻度
概況調査	メッシュ調査	14市1村	309地点	23年10月～24年3月に実施(年1回)
	定点調査	19市13町1村	105地点	
継続監視調査		17市4町	142地点	
汚染井戸周辺地区調査		9市	71地点	23年度中に実施(年1回)
計		19市13町1村	627地点	

(3) 測定項目

調査の種類	区分	項目名
概況調査 (メッシュ調査 定点調査)	環境基準項目	(1)カドミウム (2)全シアン (3)鉛 (4)六価クロム (5)砒素 (6)総水銀 (7)アルキル水銀 (8)PCB (9)ジクロロメタン (10)四塩化炭素 (11)塩化ビニルモノマー (12)1,2-ジクロロエタン (13)1,1-ジクロロエチレン (14)1,2-ジクロロエチレン (15)1,1,1-トリクロロエタン (16)1,1,2-トリクロロエタン (17)トリクロロエチレン (18)テトラクロロエチレン (19)1,3-ジクロロプロペン (20)チウラム (21)シマジン (22)チオベンカルブ (23)ベンゼン (24)セレン (25)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (26)ふっ素 (27)ほう素 (28)1,4-ジオキサン
	一般項目	(1)電気伝導率 ^{※1} (2)pH ^{※2} (3)水温 (4)臭気 (5)外観
継続監視調査	環境基準項目	(1)鉛 (2)砒素 (3)四塩化炭素 (4)塩化ビニルモノマー (5)1,1-ジクロロエチレン (6)1,2-ジクロロエチレン (7)1,1,1-トリクロロエタン (8)1,1,2-トリクロロエタン (9)トリクロロエチレン (10)テトラクロロエチレン (11)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (12)ほう素
	一般項目	(1)電気伝導率 ^{※1} (2)pH ^{※2} (3)水温 (4)臭気 (5)外観
汚染井戸周辺地区調査	環境基準項目等	汚染範囲を確認するために必要な項目

※1 電気伝導率 水の電気の流れやすさを示す数値で、水中に含まれる陽イオン、陰イオンの合計量の目安になる。純水は電気伝導率が低く電気が通りやすく、不純物の多い水では電気伝導率は高くなる (単位 mS/m)。

※2 pH 水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数である。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

(4) 測定方法

「平成23年度地下水質測定計画」に定める測定方法に基づき実施した。

2 測定結果の評価方法

(1) 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、そのほか27項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

なお、本文中において「検出」とは、報告下限値以上で検出されたことをいう。

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）による。

(2) 一般項目の評価

一般項目のうちpHについては、測定地点におけるpH値が5.8以上8.6以下の場合に、評価基準を達成していると評価する。

一般項目のpHの評価基準については、水道法第4条に基づく水質基準による。

3 測定結果（概況調査、継続監視調査）の総括

(1) 概況調査

ア メッシュ調査（表1-1-1、1-1-2）

- 14市1村の309地点を調査したところ、環境基準項目については、293地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準を達成していなかった9市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、厚木市、大和市、茅ヶ崎市及び綾瀬市）の16地点については、鉛、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに1,4-ジオキサンの5項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目のうち、pHは平塚市の1地点で評価基準を達成していなかった。

イ 定点調査（表1-2-1、1-2-2）

- 全市町村の105地点を調査したところ、環境基準項目については、101地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準の達成率は96.2%で、22年度よりも1.0ポイント増加していた。
- 環境基準を達成していなかった4市（鎌倉市、藤沢市、逗子市及び綾瀬市）の4地点については、^{ひそ}砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

(2) 継続監視調査（表1-3-1、1-3-2）

- 17市4町の142地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した12項目について50地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準を達成していなかった15市2町（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、鎌倉市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町及び中井町）の92地点については、^{ひそ}砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の6項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 1-1-1 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	309	15	235	76.1	5	293	94.8
一般項目	5	309	—	—	—	1	308	99.7
全項目の集計	33	309	15	235	76.1	6	292	94.5

注 1：検出地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。

注 2：達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す（一般項目については、pH の評価基準を達成した地点数）。

表 1-1-2 メッシュ調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
鉛	2	横浜市(2)
塩化ビニルモノマー	2	横浜市(1)、川崎市(1)
テトラクロロエチレン	3	川崎市(1)、藤沢市(1)、綾瀬市(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	横浜市(1)、川崎市(1)、相模原市(1)、横須賀市(1)、茅ヶ崎市(1)、厚木市(2)、大和市(1)、綾瀬市(3)
1,4-ジオキサン	1	川崎市(1)

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

表 1-2-1 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	105	13	100	95.2	3	101	96.2
一般項目	5	105	—	—	—	0	105	100
全項目の集計	33	105	13	100	95.2	3	101	96.2

注 1：検出地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。

注 2：達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す（一般項目については、pH の評価基準を達成した地点数）。

表 1-2-2 定点調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
砒素	2	鎌倉市(1)、逗子市(1)
塩化ビニルモノマー	1	藤沢市(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	綾瀬市(1)

表 1-3-1 継続監視調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	項目数	地点数
環境基準項目	12	142	10	135	6	50
一般項目	5	142	—	—	0	142
全項目の集計	17	142	10	135	6	50

注 1：検出地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。

注 2：達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す（一般項目については、pH の評価基準を達成した地点数）。

表 1-3-2 継続監視調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
砒素	1	綾瀬市(1)
塩化ビニルモノマー	2	川崎市(2)
1,2-ジクロロエチレン	8	川崎市(4)、茅ヶ崎市(1)、厚木市(1)、海老名市(1)、寒川町(1)
トリクロロエチレン	13	川崎市(6)、鎌倉市(1)、茅ヶ崎市(2)、厚木市(2)、大和市(1)、海老名市(1)
テトラクロロエチレン	27	横浜市(3)、川崎市(6)、相模原市(4)、平塚市(2)、藤沢市(2)、秦野市(2)、厚木市(1)、大和市(3)、海老名市(1)、綾瀬市(2)、寒川町(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	51	横浜市(10)、川崎市(7)、相模原市(3)、横須賀市(4)、平塚市(7)、藤沢市(2)、茅ヶ崎市(3)、秦野市(4)、厚木市(1)、伊勢原市(1)、海老名市(2)、綾瀬市(3)、三浦市(3)、中井町(1)

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

4 測定結果（概況調査、継続監視調査）の概要

(1) 項目別測定結果

ア 概況調査（メッシュ調査）（表2-1）

環境基準を達成していなかった項目は、鉛、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに1,4-ジオキサンの5項目であった。

○ 環境基準項目

検出された地点数は、鉛が236地点のうち3地点、塩化ビニルモノマーが236地点のうち4地点、テトラクロロエチレンが309地点のうち26地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が236地点のうち207地点、1,4-ジオキサンが236地点のうち2地点であった。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、鉛が2地点、塩化ビニルモノマーが2地点、テトラクロロエチレンが3地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が11地点、1,4-ジオキサンが1地点であった（達成率はそれぞれ99.2%、99.2%、99.0%、95.3%、99.6%）。

なお、環境基準は達成していたが検出された地点数は、砒素^{ひそ}が9地点、四塩化炭素が10地点、1,1-ジクロロエチレンが2地点、1,2-ジクロロエチレンが4地点、1,1,1-トリクロロエタンが7地点、1,1,2-トリクロロエタンが1地点、トリクロロエチレンが8地点、セレンが5地点、ふっ素が53地点、ほう素が105地点であった。

○ 一般項目

pHは、1地点で評価基準を達成していなかった。

電気伝導率は、4～100 mS/mの範囲であった。

水温は、11.3～24.7℃の範囲であった。

イ 概況調査（定点調査）（表2-2）

環境基準を達成していなかった項目は、砒素^{ひそ}、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であった。

○ 環境基準項目

検出された地点数は、砒素^{ひそ}が105地点のうち2地点、塩化ビニルモノマーが105地点のうち2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が105地点のうち84地点で検出された。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、砒素^{ひそ}が2地点、塩化ビニルモノマーが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点であった（達成率はそれぞれ98.1%、99.0%、99.0%）。

なお、環境基準は達成していたが検出された地点数は、鉛が1地点、四塩化炭素が6地点、1,1-ジクロロエチレンが1地点、1,1,1-トリクロロエタンが3地点、トリクロロエチレンが2地点、テトラクロロエチレンが10地点、セレンが1地点、ふっ素が17地点、ほう素が55地点、1,4-ジオキサンが2地点であった。

○ 一般項目

pHは、全地点で評価基準を達成していた。

電気伝導率は、9～150 mS/mの範囲であった。

水温は、14.5～22.3℃の範囲であった。

○ 経年変化

平成 14 年度から平成 23 年度までの定点調査の環境基準達成率は、90.9%から 98.1%の間で変動している（表 2-2-2）。

平成 14 年度から平成 23 年度までの定点調査において、環境基準を達成していなかった項目は、鉛、砒素、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目であった。

ウ 継続監視調査（表 2-3）

環境基準を達成していなかった項目は、砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 6 項目であった。

○ 環境基準項目

検出された地点数は、砒素が 3 地点のうち 2 地点、塩化ビニルモノマーが 17 地点のうち 5 地点、1,2-ジクロロエチレンが 41 地点のうち 18 地点、トリクロロエチレンが 58 地点のうち 29 地点、テトラクロロエチレンが 51 地点のうち 40 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 75 地点のうち 75 地点であった。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、砒素が 1 地点、塩化ビニルモノマーが 2 地点、1,2-ジクロロエチレンが 8 地点、トリクロロエチレンが 13 地点、テトラクロロエチレンが 27 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 51 地点であった（達成率はそれぞれ 66.7%、88.2%、80.5%、77.6%、47.1%、32.0%）。

なお、環境基準は達成していたが検出された地点数は、四塩化炭素が 4 地点、1,1-ジクロロエチレンが 6 地点、1,1,1-トリクロロエタンが 8 地点、ほう素が 1 地点であった。

○ 一般項目

pH は、全地点で評価基準を達成していた。

電気伝導率は、12~82 mS/m の範囲であった。

水温は、11.5~22.5 °C の範囲であった。

表2-1 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数：309点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最高 濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率 (%)	環境基準又は 評価基準
環境 基準 項目	カドミウム	236	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	236	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	236	3	2	0.032	1.3	99.2	0.01mg/L以下
	六価クロム	236	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	砒素	236	9	0	0.01	3.8	100	0.01mg/L以下
	総水銀	236	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	12	0	0	—	0	100	検出されないこと
	P C B	236	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	309	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	309	10	0	0.0011	3.2	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	236	4	2	0.034	1.7	99.2	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	309	0	0	—	0	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	309	2	0	0.003	0.6	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	309	4	0	0.015	1.3	100	0.08mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	309	7	0	0.011	2.3	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	309	1	0	0.0032	0.3	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	309	8	0	0.023	2.6	100	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	309	26	3	0.09	8.4	99.0	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	309	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	236	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	236	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	236	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	309	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	236	5	0	0.0025	2.1	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	236	207	11	28	87.7	95.3	10mg/L以下
	ふっ素	236	53	0	0.52	22.5	100	0.8mg/L以下
	ほう素	236	105	0	0.3	44.5	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	236	2	1	0.055	0.9	99.6	0.05mg/L以下
計		309	235	16		76.1	94.8	
一般 項目	電気伝導率	309						
	p H	309		1	9.6		99.7	5.8以上8.6以下
	水温	309						
	計	309		1			99.7	
合計		309	235	17		76.1	94.5	

注1：計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

表 2-2 定点調査項目別測定結果

総測定地点数：105 地点

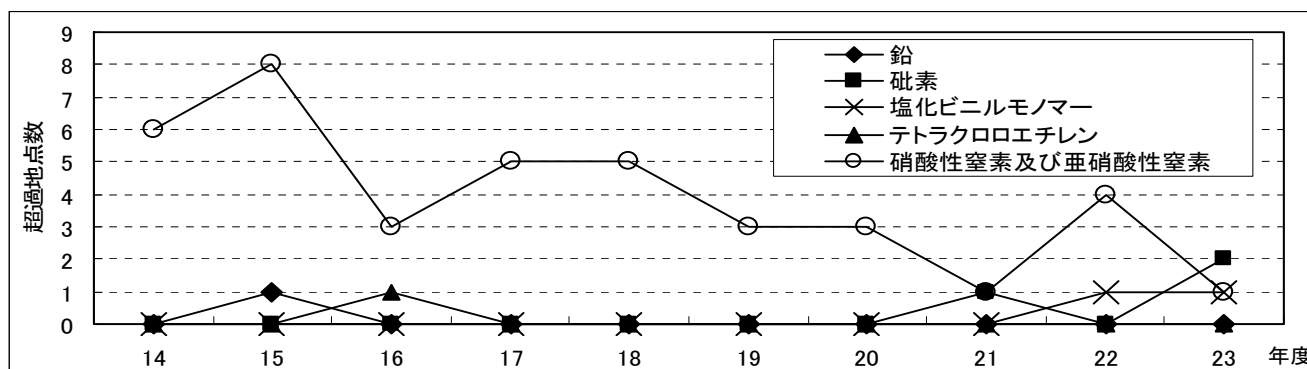
区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最高 濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率 (%)	環境基準又は 評価基準
環境 基準 項目	カドミウム	105	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	105	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	105	1	0	0.0071	1.0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	105	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	砒素	105	2	2	0.017	1.9	98.1	0.01mg/L以下
	総水銀	105	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	6	0	0	—	0	100	検出されないこと
	P C B	105	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	105	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	105	6	0	0.0009	5.7	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	105	2	1	0.0034	1.9	99.0	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	105	0	0	—	0	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	105	1	0	0.005	1.0	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	105	0	0	—	0	100	0.08mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	105	3	0	0.0018	2.9	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	105	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	105	2	0	0.006	1.9	100	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	105	10	0	0.0045	9.5	100	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	105	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	105	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	105	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	105	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	105	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	105	1	0	0.0024	1.0	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	105	84	1	22	80.0	99.0	10mg/L以下
	ふっ素	105	17	0	0.57	16.2	100	0.8mg/L以下
	ほう素	105	55	0	0.55	52.4	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	105	2	0	0.022	1.9	100	0.005mg/L以下
計		105	100	4		95.2	96.2	
一 般 項 目	電気伝導率	105						
	pH	105		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	105						
	計	105		0			100	
合計		105	100	4		95.2	96.2	

注 1：計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合 1 地点とした。

注 2：網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

表 2-2-2 定点調査環境基準項目達成率

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
測定項目数	26	26	26	26	26	26	26	26	28	28
測定地点数	100	99	99	103	105	105	105	105	105	105
非達成地点数	6	9	4	5	5	3	3	2	5	4
環境基準達成率	94.0%	90.9%	96.0%	95.1%	95.2%	97.1%	97.1%	98.1%	95.2%	96.2%



定点調査環境基準項目別超過地点数経年変化

表 2-3 継続監視調査項目別測定結果

総測定地点数：142 地点

区分	項 目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最 高 濃 度	検出率 (%)	環境基準等 達成率 (%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	鉛	4	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	砒素	3	2	1	0.017	66.7	66.7	0.01mg/L以下
	四塩化炭素	12	4	0	0.0003	33.3	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	17	5	2	0.082	29.4	88.2	0.002mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	36	6	0	0.065	16.7	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	41	18	8	7.2	43.9	80.5	0.08mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	40	8	0	0.45	20.0	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	4	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	58	29	13	0.85	50.0	77.6	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	51	40	27	0.48	78.4	47.1	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	75	75	51	43	100	32.0	10mg/L以下
	ほう素	1	1	0	0.14	100	100	1mg/L以下
計		141	135	92		95.7	34.8	
一般項目	電気伝導率	142						
	pH	142		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	142						
	計	142		0			100	
合 計		142	135	92		95.1	35.2	

注 1：計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合 1 地点とした。

注 2：網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

(2) 深度別測定結果

調査井戸を「浅井戸」、「深井戸」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注：浅井戸…不圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されやすい。
 深井戸…被圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されにくい。
 （不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度が 30m を目途に分類）
 その他…①浅井戸・深井戸の区別が不明のもの ②湧水 ③横井戸

ア 概況調査（メッシュ調査）（表 3-1-1、3-1-2）

○ 浅井戸

環境基準項目については、測定した 198 地点中 167 地点で鉛、砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び 1,4-ジオキサンの 14 項目のいずれかが検出（検出率 84.3%）されており、このうち 10 地点でテトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 94.8%）。一般項目については、1 地点で pH が評価基準を達成していなかった。

○ 深井戸

環境基準項目については、測定した 51 地点中 42 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び 1,4-ジオキサンの 13 項目のいずれかが検出（検出率 82.4%）されており、このうち 3 地点で塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに 1,4-ジオキサンの 4 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 94.1%）。

○ その他

環境基準項目については、測定した 60 地点中 26 地点で鉛、砒素、塩化ビニルモノマー、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の 9 項目のいずれかが検出（検出率 43.3%）されており、このうち 3 地点で鉛、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 95.0%）。

表 3-1-1 メッシュ調査－深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深度区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
浅井戸	198	167	84.3	188	94.9	197	167	187
深井戸	51	42	82.4	48	94.1	51	42	48
その他	60	26	43.3	57	95.0	60	26	57
計	309	235	76.1	293	94.8	308	235	292

表 3-1-2 メッシュ調査－深度別測定結果（環境基準非達成項目）

深 度 区 分	達成地点数／測定地点数				
	鉛	塩化ビニルモノマー	テトラクロロ エチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1,4-ジオキサン
浅井戸	167/167	167/167	196/198	158/167	167/167
深井戸	44/44	43/44	50/51	43/44	43/44
その他	23/25	24/25	60/60	24/25	25/25
計	234/236	234/236	306/309	225/236	235/236

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

イ 概況調査（定点調査）（表 3-2-1、3-2-2）

○ 浅井戸

環境基準項目については、測定した 69 地点中 66 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び 1,4-ジオキサンの 11 項目のいずれかが検出（検出率 95.7%）されており、このうち 3 地点で砒素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 95.7%）。

○ 深井戸

環境基準項目については、測定した 32 地点中 30 地点で鉛、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び 1,4-ジオキサンの 11 項目のいずれかが検出（検出率 93.8%）されており、1 地点で塩化ビニルモノマーが環境基準を達成していなかった（達成率 96.9%）。

○ その他

環境基準項目については、測定した 4 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出（検出率 100%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率 100%）。

表 3-2-1 定点調査－深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深 度 区 分	測 定 地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検 出 地点数	検出率 (%)	達 成 地点数	達成率 (%)	達 成 地点数	検 出 地点数	達 成 地点数
浅井戸	69	66	95.7	66	95.7	69	66	66
深井戸	32	30	93.8	31	96.9	32	30	31
その他	4	4	100	4	100	4	4	4
計	105	100	95.2	101	96.2	105	100	101

表 3-2-2 定点調査－深度別測定結果（環境基準非達成項目）

深 度 区 分	達成地点数／測定地点数		
	ひそ 砒素	塩化ビニルモノマー	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浅井戸	67/69	69/69	68/69
深井戸	32/32	31/32	32/32
その他	4/4	4/4	4/4
計	103/105	104/105	104/105

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

ウ 継続監視調査（表 3-3-1、3-3-2）

○ 浅井戸

環境基準項目については、測定した 92 地点中 88 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 8 項目のいずれかが検出（検出率 95.7%）されており、このうち 60 地点で 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 4 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 34.8%）。

○ 深井戸

環境基準項目については、測定した 33 地点中 33 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにほう素の 10 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 22 地点で砒素、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 33.3%）。

○ その他

環境基準項目については、測定した 17 地点中 14 地点で塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 7 項目のいずれかが検出（検出率 82.4%）されており、このうち 10 地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 41.2%）。

表 3-3-1 継続監視調査－深度別測定結果（調査項目区分別集計）

深 度 区 分	測 定 地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検 出 地点数	検出率 (%)	達 成 地点数	達成率 (%)	達 成 地点数	検 出 地点数	達 成 地点数
浅井戸	92	88	95.7	32	34.8	92	88	32
深井戸	33	33	100	11	33.3	33	33	11
その他	17	14	82.4	7	41.2	17	14	7
計	142	135	95.1	50	35.2	142	135	50

表 3-3-2 継続監視調査－深度別測定結果（環境基準非達成項目）

深 度 区 分	達成地点数／測定地点数					
	砒素	塩化ビニル モノマー	1,2-ジクロ ロエチレン	トリクロロ エチレン	テトラクロ ロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浅井戸	2/2	12/12	20/23	17/26	12/22	20/61
深井戸	0/1	1/1	7/11	21/24	10/24	1/5
その他	0/0	2/4	6/7	7/8	2/5	3/9
計	2/3	15/17	33/41	45/58	24/51	24/75

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

(3) 利用用途別測定結果

調査井戸を「一般飲用」、「生活用水」、「工業用水」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注：一般飲用・・・一般家庭あるいは工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられる可能性のある井戸。
飲用のほか生活用等にも用いられる井戸はこちらに分類する。
生活用水・・・一般家庭あるいは工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
工業用水・・・冷却等の工業用として用いられる井戸。工業・事業場の所有する井戸で生活用と共用の井戸は、主たる用途に基づいて分類する。
その他・・・①上記以外の用途の井戸(農業用水、営業用水等)②用途不明の井戸③不使用の井戸

ア 概況調査（メッシュ調査）（表4-1-1、4-1-2）

○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した38地点中36地点で、砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び1,4-ジオキサンの9項目のいずれかが検出（検出率94.7%）されており、このうち4地点で塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに1,4-ジオキサンの4項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率89.5%）。

○ 生活用水

環境基準項目については、測定した196地点中139地点で、鉛、砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び1,4-ジオキサンの12項目のいずれかが検出（検出率70.9%）されており、このうち9地点で鉛、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の4項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率95.4%）。

○ 工業用水

環境基準項目については、測定した12地点で四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにほう素の9項目のいずれかが検出（検出率100%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率100%）。

○ その他

環境基準項目については、測定した63地点中48地点で鉛、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の11項目のいずれかが検出（検出率76.2%）されており、このうち3地点で鉛、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率95.2%）。一般項目については、1地点でpHが評価基準を達成していなかった。

表 4-1-1 メッシュ調査－利用用途別測定結果（調査項目区分別集計）

用途区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目 達成地点数	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)		検出地点数	達成地点数
一般飲用	38	36	94.7	34	89.5	38	36	34
生活用水	196	139	70.9	187	95.4	196	139	187
工業用水	12	12	100	12	100	12	12	12
その他	63	48	76.2	60	95.2	62	48	59
計	309	235	76.1	293	94.8	308	235	292

表 4-1-2 メッシュ調査－利用用途別測定結果（環境基準非達成項目）

用途区分	達成地点数／測定地点数				
	鉛	塩化ビニルモノマー	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,4-ジオキサン
一般飲用	37/37	36/37	37/38	35/37	36/37
生活用水	138/139	138/139	195/196	131/139	139/139
工業用水	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
その他	47/48	48/48	62/63	47/48	48/48
計	234/236	234/236	306/309	225/236	235/236

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

イ 概況調査（定点調査）（表 4-2-1、4-2-2）

○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した 27 地点で四塩化炭素、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の 6 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率 100%）。

○ 生活用水

環境基準項目については、測定した 42 地点中 41 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の 6 項目のいずれかが検出（検出率 97.6%）されており、このうち 3 地点で砒素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 92.9%）。

○ 工業用水

環境基準項目については、測定した 15 地点で鉛、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び 1,4-ジオキサンの 10 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 1 地点で塩化ビニルモノマーが環境基準を達成していなかった（達成率 93.3%）。

○ その他

環境基準項目については、測定した 21 地点中 17 地点で四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び 1,4-ジオキサンの 8 項目のいずれかが検出（検出率 81.0%）

されていたが、全地点で環境基準を達成していた（達成率 100%）。

表 4-2-1 定点調査－利用用途別測定結果（調査項目区分別集計）

用途区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	27	27	100	27	100	27	27	27
生活用水	42	41	97.6	39	92.9	42	41	39
工業用水	15	15	100	14	93.3	15	15	14
その他	21	17	81.0	21	100	21	17	21
計	105	100	95.2	101	96.2	105	100	101

表 4-2-2 定点調査－利用用途別測定結果（環境基準非達成項目）

用途区分	達成地点数／測定地点数		
	ひそ 砒素	塩化ビニルモノマー	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
一般飲用	27/27	27/27	27/27
生活用水	40/42	42/42	41/42
工業用水	15/15	14/15	15/15
その他	21/21	21/21	21/21
計	103/105	104/105	104/105

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

ウ 継続監視調査（表 4-3-1、4-3-2）

○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した 7 地点でひそ砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 4 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、4 地点でテトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 42.9%）。

○ 生活用水

環境基準項目については、測定した 88 地点中 81 地点で四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにほう素の 9 項目のいずれかが検出（検出率 92.0%）されており、このうち 57 地点で 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 4 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 35.2%）。

○ 工業用水

環境基準項目については、測定した 15 地点でひそ砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 9 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 13 地点でひそ砒素、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 13.3%）。

○ その他

環境基準項目については、測定した 32 地点で四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 8 項目のいずれかが検出（検出率 100%）されており、このうち 18 地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった（達成率 43.8%）。

表 4-3-1 継続監視調査－利用用途別測定結果（調査項目区分別集計）

用途区分	測定地点数	環境基準項目				一般項目	全項目集計	
		検出地点数	検出率 (%)	達成地点数	達成率 (%)	達成地点数	検出地点数	達成地点数
一般飲用	7	7	100	3	42.9	7	7	3
生活用水	88	81	92.0	31	35.2	88	81	31
工業用水	15	15	100	2	13.3	15	15	2
その他	32	32	100	14	43.8	32	32	14
計	142	135	95.1	50	35.2	142	135	50

表 4-3-2 継続監視調査－利用用途別測定結果（環境基準非達成項目）

用途区分	達成地点数／測定地点数					
	砒素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
一般飲用	1/1	0/0	0/0	1/1	0/1	1/4
生活用水	1/1	12/12	26/29	24/31	12/25	16/52
工業用水	0/1	1/1	4/7	10/13	3/12	0/1
その他	0/0	2/4	3/5	10/13	9/13	7/18
計	2/3	15/17	33/41	45/58	24/51	24/75

注：網掛けは非達成地点があることを示す。

5 汚染井戸周辺地区調査の測定結果

概況調査で環境基準を達成していなかった 20 地点のうち 13 地点について、汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施し、9 市の 71 地点について調査した。

(1) 横浜市緑区西八朔町地区

メッシュ調査において、横浜市緑区西八朔町の調査地点で鉛が環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺 4 地点の計 5 地点について調査したところ、当該地点 1 地点で環境基準を達成していなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
鉛	5	1	1	0.019

(2) 横浜市都筑区東方町地区

メッシュ調査において、横浜市都筑区東方町の調査地点で鉛並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺 4 地点の計 5 地点について調査した。鉛については、全 5 地点で環境基準を達成していた。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、全 5 地点で検出され、うち当該地点を含む 2 地点で環境基準を達成していなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
鉛	5	0	0	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	5	2	20

(3) 横浜市南区大岡三丁目地区

メッシュ調査において、横浜市南区大岡三丁目の調査地点で砒素^{ひそ}が検出され、塩化ビニルモノマーが環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺 4 地点の計 5 地点について調査した。砒素^{ひそ}については、当該地点 1 地点で環境基準を達成していなかった。塩化ビニルモノマーについては、平成 23 年度に汚染井戸周辺地区調査が実施できなかったため、平成 24 年度に砒素^{ひそ}の再調査と併せ実施する予定である。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
砒素 ^{ひそ}	5	1	1	0.020
塩化ビニルモノマー	0	-	-	-

(4) 川崎市高津区梶ヶ谷地区

メッシュ調査において、川崎市高津区梶ヶ谷地区の調査地点で塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺7地点の計8地点について調査した。塩化ビニルモノマーについては、当該地点を含む2地点で環境基準を達成していなかった。1,4-ジオキサンについては、当該地点を含む2地点で検出されたが、環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
1,1-ジクロロエチレン	8	0	0	-
1,2-ジクロロエチレン	8	0	0	-
1,1,1-トリクロロエタン	8	0	0	-
トリクロロエチレン	8	0	0	-
テトラクロロエチレン	8	0	0	-
塩化ビニルモノマー	8	2	2	0.032
1,4-ジオキサン	8	2	0	-

(5) 横須賀市荻野地区

メッシュ調査において、横須賀市荻野の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、環境基準を達成していなかったことから、当該地点の周辺2地点について調査したところ、全2地点とも検出されたが、環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	0	-

(6) 藤沢市善行坂地区

メッシュ調査において、藤沢市善行坂の調査地点でテトラクロロエチレンが、環境基準を達成していなかったことから、当該地点の周辺2地点について調査したところ、全2地点とも検出されなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
1,1-ジクロロエチレン	2	0	0	-
1,2-ジクロロエチレン	2	0	0	-
1,1,1-トリクロロエタン	2	0	0	-
1,1,2-トリクロロエタン	2	0	0	-
トリクロロエチレン	2	0	0	-
テトラクロロエチレン	2	0	0	-

(7) 大和市深見地区

メッシュ調査において、大和市深見地区の調査地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺6地点の計7地点について調査したところ、全7地点で検出されたが、環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	7	0	-

(8) 厚木市飯山地区

メッシュ調査において、厚木市飯山及び厚木市小野の調査地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかったことから、当該地点について再調査したところ、全2地点とも検出されたが、環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	0	-

(9) 茅ヶ崎市円蔵地区

メッシュ調査において、茅ヶ崎市円蔵の調査地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺9地点の計10地点について調査したところ、全10地点で検出され、うち当該地点を含む2地点で環境基準を達成していなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10	2	29

(10) 綾瀬市落合北地区

メッシュ調査において、綾瀬市落合北の調査地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査したところ、全6地点で検出され、うち当該地点を含む3地点で環境基準を達成していなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	3	17

(11) 綾瀬市吉岡地区

メッシュ調査において、綾瀬市吉岡の調査地点で、1,1,1-トリクロロエタンが検出され、テトラクロロエチレンが環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査した。1,1,1-トリクロロエタンについては、当該地点1地点で検出されたが、環境基準は達成していた。テトラクロロエチレンについては、当該地点1地点で環境基準を達成していなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
1,1,1-トリクロロエタン	6	1	0	-
テトラクロロエチレン	6	1	1	0.094

(12) 綾瀬市深谷中地区

メッシュ調査において、綾瀬市深谷中の調査地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺5地点の計6地点について調査したところ、全6地点で検出され、うち当該地点1地点で環境基準を達成していなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	1	15

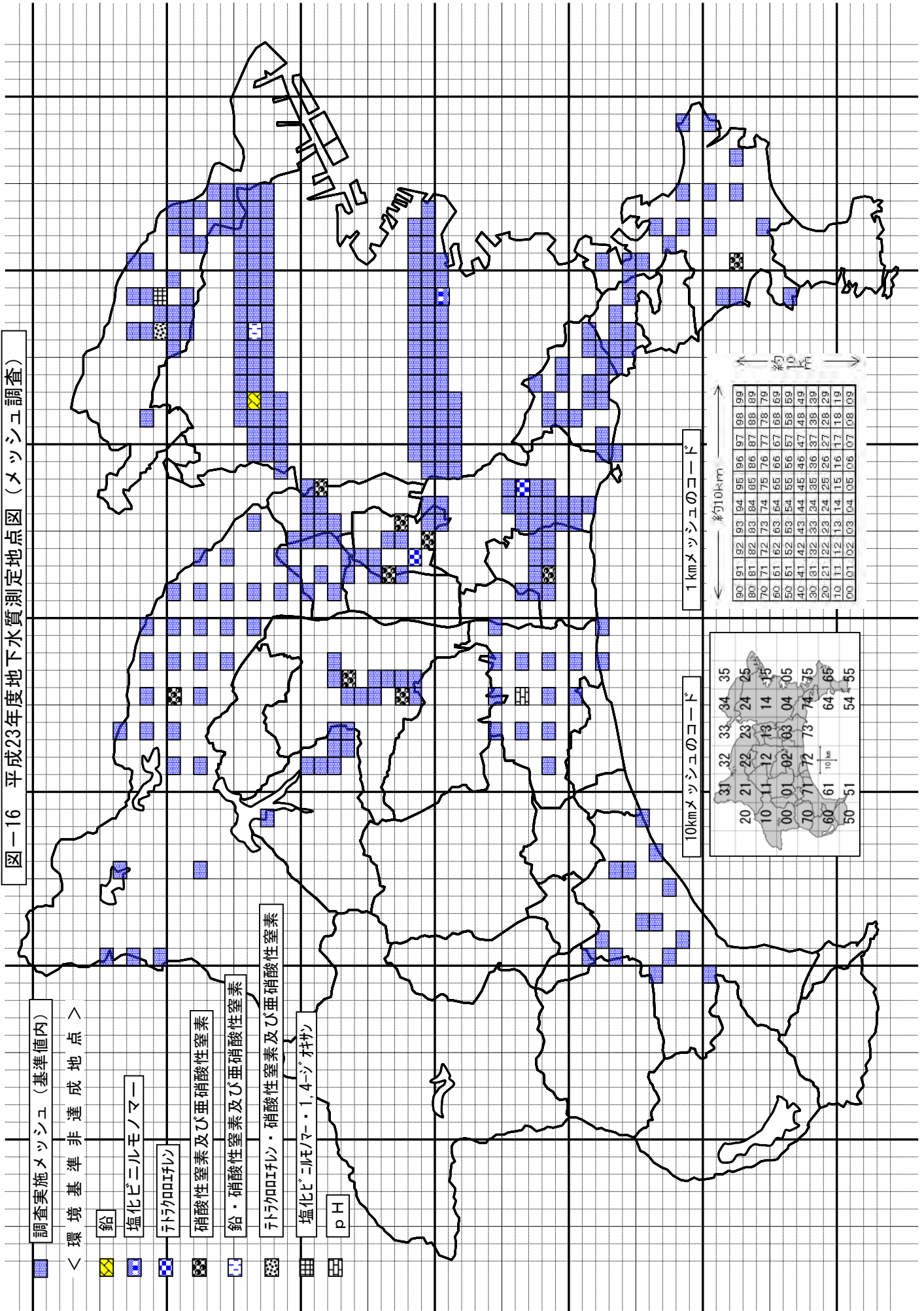
(13) 逗子市逗子地区

定点調査において、逗子市逗子の調査地点で、^{ひそ}砒素が環境基準を達成していなかったことから、当該地点とその周辺6地点の計7地点について調査したところ、当該地点を含む5地点で検出されたが、環境基準は達成していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
^{ひそ} 砒素	7	5	0	-

6 地下水質汚染状況図

図-16 平成23年度地下水質測定地点図(メッシュ調査)



図一17 平成23年度地下水質測定地点図(定点調査)

- △ 定点調査地点(基準値内)
- < 環境基準非達成地点 >
- 砒素
- ◎ 塩化ビニルモノマー
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

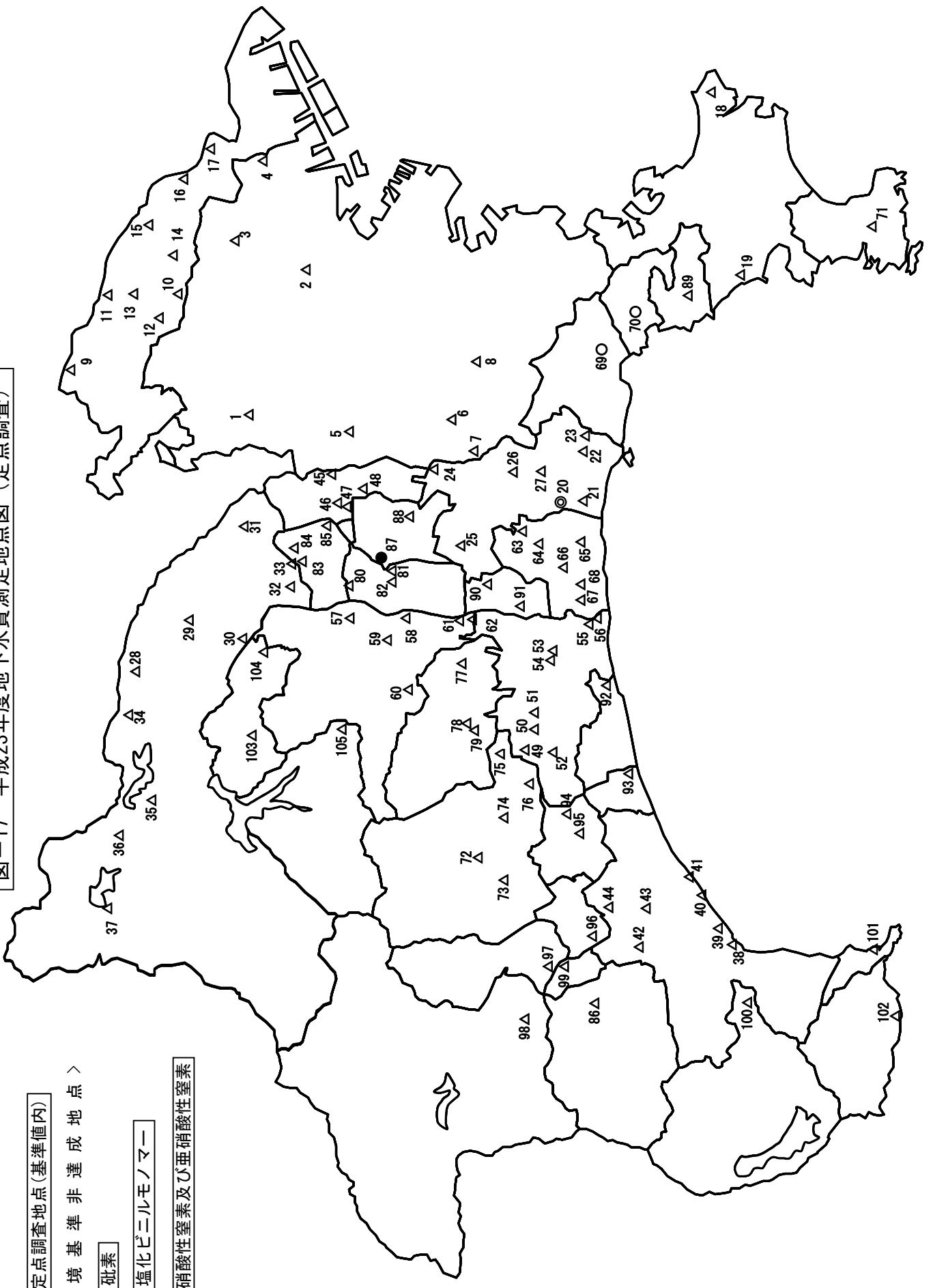


図-18 平成23年度地下水質測定地点図(継続監視調査)

